

政治不信の解消に向けた政治改革

～改革のモメンタムを高めるための5つの提言～

2024 年 5 月

公益社団法人 経済同友会

目次

I はじめに	1
1. 本提言の背景・目的	1
2. 本提言のアプローチ・対象範囲	2
II 課題認識	3
1. 政治不信を招く要因	3
2. 政治不信により引き起こされている問題	5
3. 政治不信を招く問題構造	6
III 提言－政治不信の解消に向けた政治改革	7
1. 基本的な考え方	7
2. 現行法のもとで国会議員・政党自ら早急に取り組むこと	8
【提言1】政治資金の支出の可視化	8
【提言2】実効性のある政党ガバナンス・コードの制定	9
【提言3】国会改革による官僚の働き方改革	10
3. 次の政権選択選挙で政党の公約に掲げること	11
【提言4】国会審議の充実化と国民への可視化	11
【提言5】政党法の制定	13
4. 自主的な取組の深化に向けて	15
IV おわりに	16
1. 国民は行動する	16
2. 経済同友会が果たすべき役割と具体的なアクション	16

Ⅰ はじめに

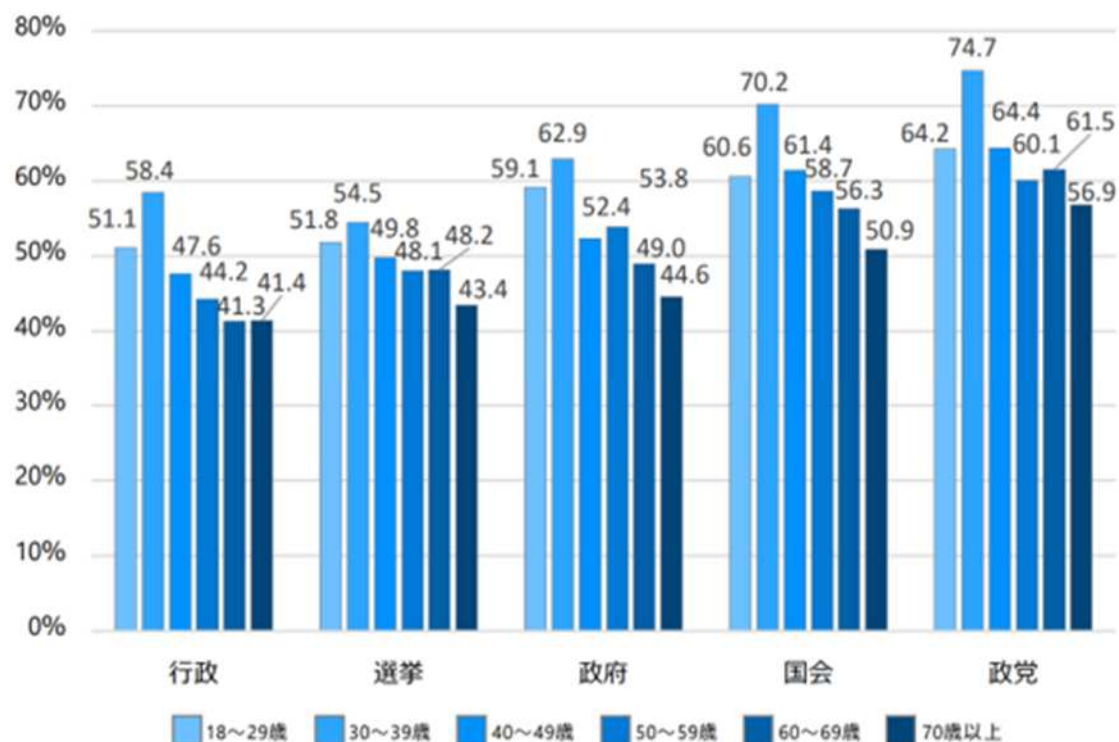
1. 本提言の背景・目的 (背景)

日本における政治への信頼は、OECD 諸国の平均を大きく下回り、極めて低位¹にある。特に、国内の公的組織・制度ごとの比較においては、「国会」および「政党」に対する不信感が最も強く、30 歳～39 歳では7 割を超えている（図表1）。

加えて、昨今の政治とカネを巡る問題の影響もあり、自由民主党および内閣に対する支持率が2012 年末の自民党政権復帰後の最低を更新する水準にまで低迷するとともに、無党派層の高まりが顕著になるなど、政治不信にさらに拍車がかかっている。

政治への期待や関心が薄れ、政治離れが加速することにより、更なる投票率の低下に繋がっていくことが懸念される。「民主主義の危機」が避け難い状況になってきていると言っても過言ではない。

図表1：政治・行政の不信度（「まったく信用しない」＋「信用しない」）



（出所：同志社大学・電通総研「世界価値観調査 日本時系列レポート（2020.3）」）

¹ 経済協力開発機構（OECD）が2023年6月30日に発行した各国政府の比較分析報告書「図表でみる政府（Government at a Glance）」2023年版では、自国の中央政府に対して「非常に信頼している」および「ある程度信頼している」と回答した割合（OECD加盟国のうち20か国を対象）は、日本がコロンビアに次いで低く、約24%となっている。

(目的)

多くの分野で公的な分配が可能であった時代とは異なり、今後数十年にわたる少子高齢化・人口減少が不可避であることを前提に、社会・経済の持続的な発展に向けた資源配分のあり方など、新たな政治のあり方が求められている。

そのためには、国会議員や政党が信頼され得る存在となることはもちろん、安易なポピュリズムに陥ることなく、長期的な視野を持ち、必要な政策を立案し、着実に実行していかなければならない。その実績を示していくことこそが、政治不信の解消、更には国民の主体的な政治参画を促す原動力となる。

こうした問題意識の下で、本会は、失いかけている国民の政治に対する信頼を取り戻していくための打開策を以下提言する。提言の実現を通じて、自立した個人が支える民主主義を基盤に、多様な個人が将来への希望を持ち、生きがいを感じられる社会の実現を目指していきたい。

2. 本提言のアプローチ・対象範囲

(アプローチ)

政治とカネを巡る問題にとどまらず、国民よりも党利・党略を優先させた政党行動、国民全体の利益よりも既得権を有する特定層の利益を優先させる一部の国会議員の行動など、複合的な要因が積み重なることによって政治不信が深まっている。

以下の提言では、政治不信を招く要因、それらが生む問題について、その構造を俯瞰したうえで、あるべき政治の姿と改革に必要な施策を提言する。さらには、その実現に向けた本会のアクションも同時に示していく。

(対象範囲)

本提言は、政治改革の中でもとりわけ「政治不信の解消」を目的としており、その実現に向け必須となる取組に限定したものである。「現行法のもとで国会議員・政党自ら早急に取り組むこと」を中心に据え、中期的な取組については、「次の政権選択選挙で政党の公約に掲げること」を求める形で提言する。

II 課題認識

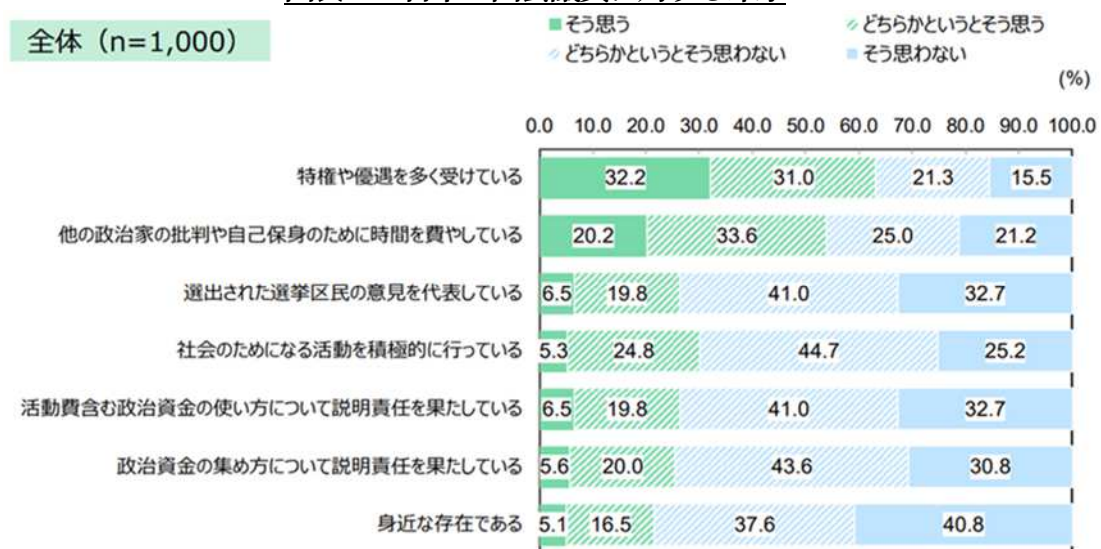
1. 政治不信を招く要因

まず、政治不信を招く要因について、政治を構成する「国会議員」、「政党」、「国会」の3つの主体に分けて整理する。

(国会議員に対する信頼性)

多くの国民は、国会議員が特権や優遇を受けていると受け止めている。政治資金についても、昨年後半から再燃した政治とカネを巡る問題の前から、その使い道や集め方について説明責任が果たされていないという印象が広がっている(図表2)。更には、結果的に世襲が生じやすい選挙制度となっていることもあって、若い世代や女性の政治への参入障壁が高く、そのため多様性に欠けた議員構成となっている。そうしたことから、国会議員が国民全体の代表であるとのイメージは乏しいと言わざるをえない²。

図表2：日本の国会議員に対する印象



(出所：日本財団「18歳意識調査 第54回 - 国会と政治家 - 報告書 (2023.2)」)

(政党に対する信頼性)

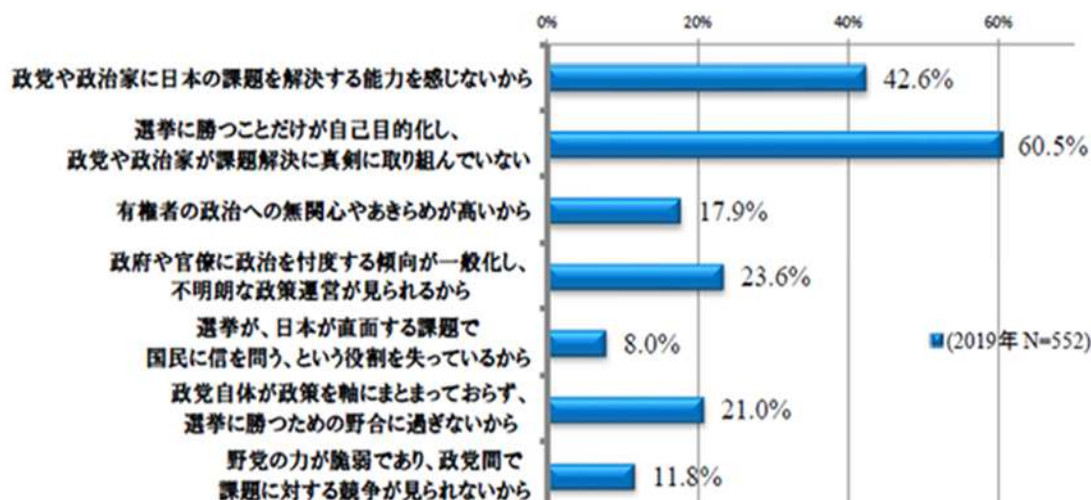
政党の機能については、閣僚や重要ポストへの登用基準が明確でなく、官僚任せの答弁をする大臣が目立つなど、議員の能力が十分に活かされていない人事の仕組みとなっている印象が強い。このため、国民は政党に課題解決力があると評価していない³。

² 日本財団「18歳意識調査 第54回 - 国会と政治家 - 報告書 (2023.2)」によれば、現状の国会は若者の意見が取り入れられていないとの評価が全体の約65%に達しており、その理由としては、「高齢議員の多さによるもの」との回答が最多。加えて、女性国会議員についても「増やすべき」との回答した割合が最多であり、特に女性回答者においては過半数が「増やすべき」と回答している。

³ 言論NPO「日本の民主主義に関する世論調査 (2019.7)」によれば、日本が直面課題の解決を政党に「期待できない」とする国民は55.2%に達している。

また、国会の審議日程を巡る駆け引きや直前の質問通告など、政党の方針・戦略を意識・優先した行動が目立っており、このことも、政党が真剣に課題解決に向き合っていると国民が感じられない理由のひとつとなっている（図表3）。

図表3：政党に課題解決を期待できない理由

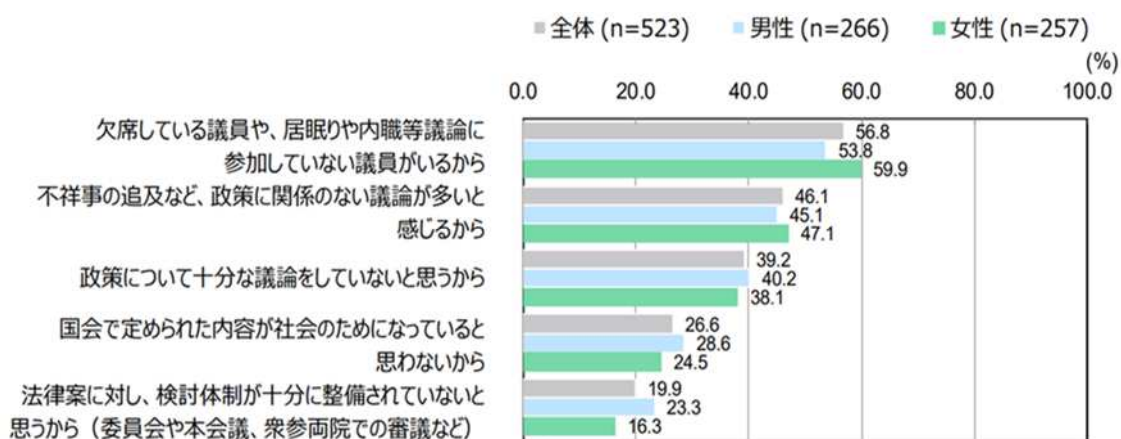


（出所：言論 NPO「日本の民主主義に関する世論調査（2019.7）」）

（国会に対する信頼性）

現在の質疑を中心とした国会運営は、国民からは必ずしも政策議論そのものには見えておらず、ほとんどの議員が座っているだけの場であるかのような評価をされている⁴。揚げ足取りやスキャンダル追求も多く、国民のために有意義な政策議論がされているとは思われていない（図表4）。

図表4：国会が有意義な政策議論の場になっていない理由



（出所：日本財団「18歳意識調査 第54回 - 国会と政治家 - 報告書（2023.2）」）

⁴ 日本財団「18歳意識調査 第54回 - 国会と政治家 - 報告書（2023.2）」によれば、今の国会が有意義な政策議論の場になっていないと思わないと回答した割合は全体の約52%であった。

2. 政治不信により引き起こされている問題

政治への不信は、国民の期待や関心が薄れ、投票率が低下するといった政治離れの加速の問題を引き起こしている。また、長期的視野を欠く政策決定やその結果としての官僚の疲弊・なり手不足も生じている。

(低い投票率)

1990年(平成2年)には73.3%であった衆議院議員選挙の投票率は、直近の2021年(令和3年)では55.9%まで下落。20歳代に至っては直近で36.5%と約3人に1人しか投票しておらず、主に若い世代を中心に政治離れが加速している。

その結果、特に若い世代に影響が及ぶ長期的な政策課題への取組には、必ずしも民意が反映されているとは言えない状況にある。持続可能な社会・経済を築いていくためには、将来を担う若い世代が政治への関心を高めていくことが極めて重要である。

(長期的視野に乏しい政策)

日本の国会では、衆議院の解散が繰り返し行われている。他の先進国と比較しても頻繁に総選挙が行われることによって、総理大臣や閣僚は短期間で交替してしまうことが多い⁵。そうした状況の下で、本来、国民全体の利益を考えるべき一人ひとりの国会議員が、どうしても有権者の直接的な利益や票に繋がる特定層の声を優先しがちになり、それが目の前の短期的施策重視の傾向に繋がっている。

人口減少下における少子化対策のあり方、気候変動問題への対応、持続可能な財政、将来の経済成長に繋がる実効性ある政策の立案など、山積する課題の着実な解決に向けて、長期的な視野に基づいた議論を重ねていくことが求められている。

(官僚の疲弊・なり手不足)

国会の質疑における閣僚の答弁や政策調整などにおいて、政官の役割分担が明確にされていないこともあり、国会対応において官僚への負荷が非常に大きい(図表5)。こうした官僚の国会対応が、長時間残業に繋がっており、本来担うべき政策の立案支援機能が脆弱化しているとすれば、大きな問題である。

労働環境の悪化や業務の魅力度の低下により官僚の応募者は減少し、離職者も増加傾向にあるなど、官僚のなり手不足が顕現化しつつあり⁶、改善に向けた取組が急務となっている。

⁵ 現行憲法下での衆議院解散は26回。そのうち、総理大臣の在職日数は平均で2年10か月ほど。半年未満での解散は1回、2年未満は6回、任期満了になったことは1回のみ。

⁶ 22歳人口はこの10年ほぼ変化がない一方、国家公務員採用試験の申込者数は減少傾向にあり、30歳台までの若年層の国家公務員については離職率が増加傾向にある。国家公務員を職業として選ばなかった理由も、「国会関係業務の大変さ」が上位(57.7%：そう思う＋ややそう思う)に挙げられている。(人事行政諮問会議資料より)

図表5：上限を超えて超過勤務を命ぜられた職員の要因別割合（令和4年度）⁷

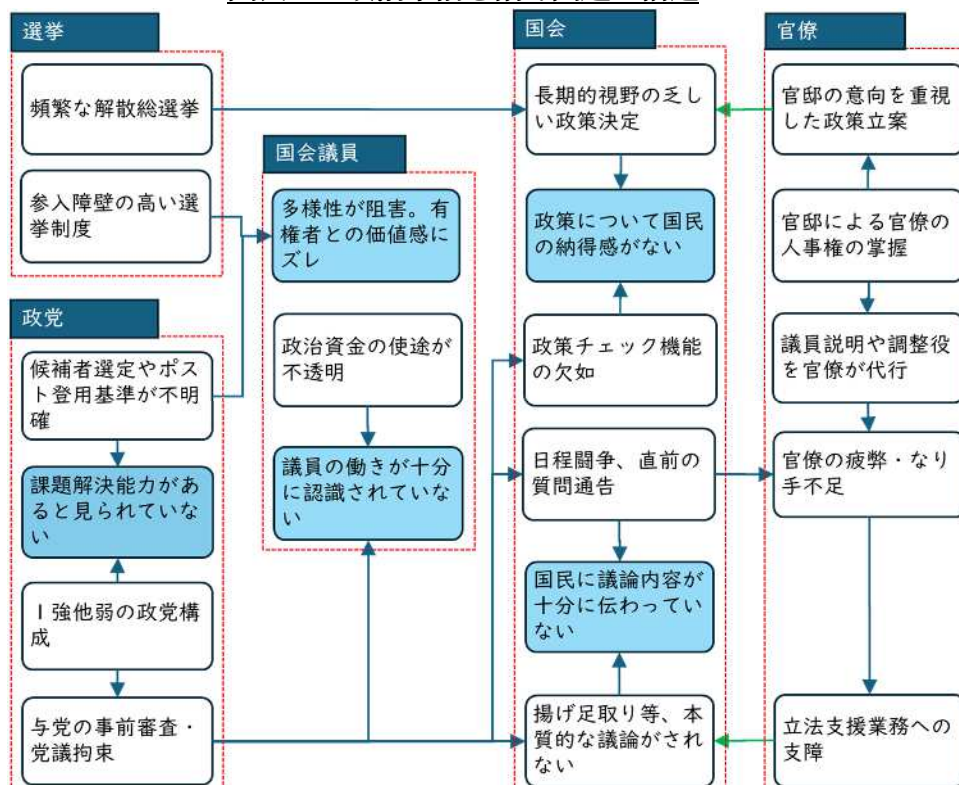
特例業務の内容	他律部署 〔約1.2万人＝100%〕	自律部署 〔約1.6万人＝100%〕
①大規模災害への対処	2.6% (2.4%)	11.9% (13.6%)
②新型コロナウイルス感染症対策関連業務	7.3% (11.2%)	4.2% (7.3%)
③重要な政策に関する法律の立案	9.2% (10.5%)	0.6% (0.9%)
④他国又は国際機関との重要な交渉	10.4% (9.4%)	0.4% (0.3%)
⑤予算・会計関係業務	12.4% (12.6%)	16.1% (15.8%)
⑥人事・給与関係業務	7.1% (6.6%)	10.1% (10.4%)
⑦国会対応業務	21.0% (18.7%)	1.4% (1.1%)

出所：人事院（令和6年3月）※括弧内は令和3年度の割合

3. 政治不信を招く問題構造

政治不信の背景には選挙制度に起因するものなど様々な要因が横たわっており、政治のあり方が官僚の働き方に影響するなどそれぞれが相互に関連している。政治に対する信頼感の欠乏は、そうした各種要因の悪循環によって惹き起こされている（図表6）。

図表6：政治不信を招く問題の構造



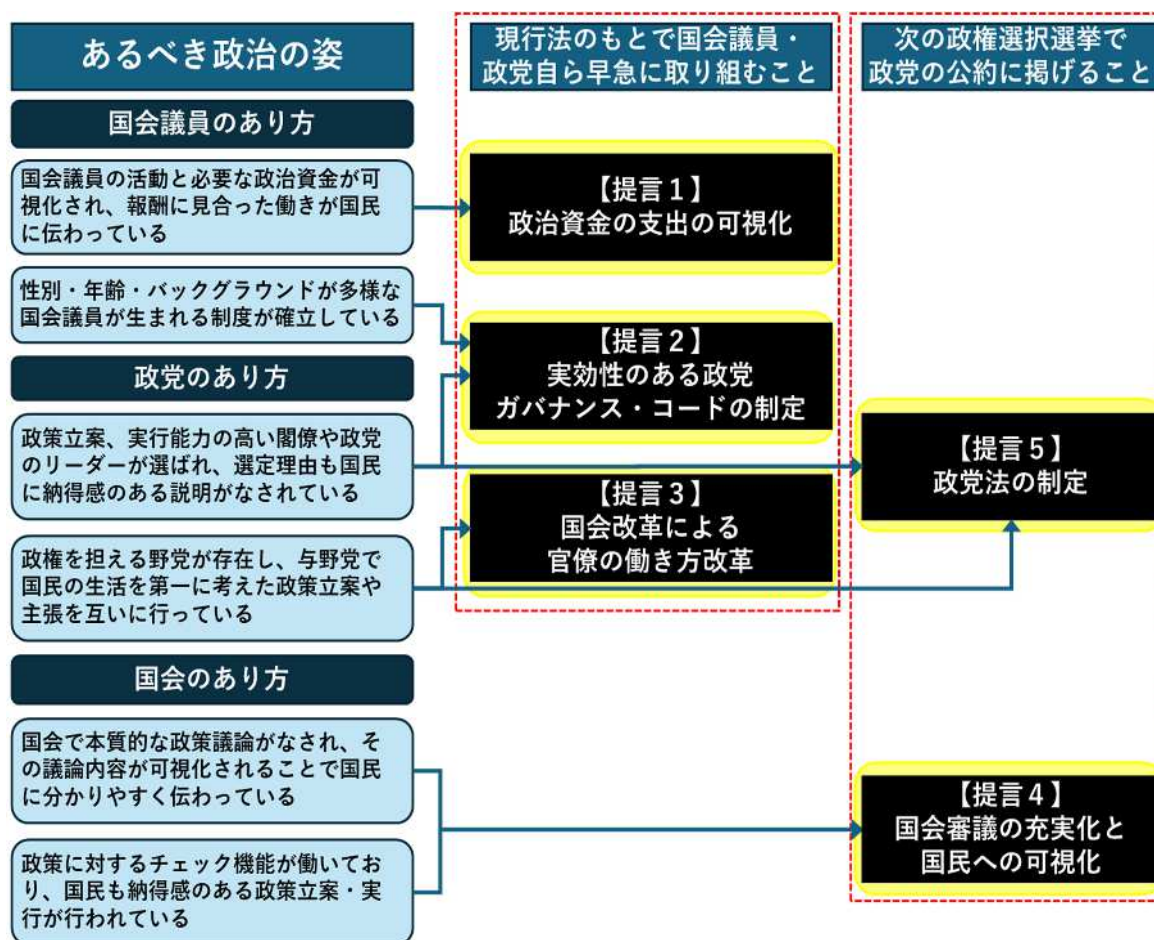
⁷ 本府省職員の77.7%が他律部署（業務遂行を自ら決定することが困難な業務を担う比重の高い部署）に所属しており、上限を超えて超過勤務をした職員割合において「⑦国会対応業務」が最も高い。

III 提言－政治不信の解消に向けた政治改革

1. 基本的な考え方

本会は、「国会議員」、「政党」、「国会」のそれぞれにおいて、政治の信頼を取り戻すための「あるべき政治の姿」を示すとともに、その実現に向けて取り組むべき「現行法のもとで国会議員・政党自ら早急に取り組むこと」、そしてその先で「次の政権選択選挙で政党の公約に掲げること」の2つの時間軸に分けて、次の5つの提言を行う。(図表7)。

図表7：あるべき政治の姿とその実現のための提言



2. 現行法のもとで国会議員・政党自ら早急に取り組むこと

【提言1】政治資金の支出の可視化

(提言のねらい)

- 政治資金の収入と支出を明らかにすることは最低限必要であるが、特にその支出の目的まで明らかにする仕組みがない。政治にかかる費用が国民に理解されることで、公費のあり方を含め、政治への理解が促進され、政党や国会議員を選ぶ基準にもなり得る。
- 具体的には、政治活動において、「どの程度の費用」が「何に対して」「どのような目的」で使われているのかを国民に分かりやすく示すことが必要である。
- また、政治資金の支出の可視化は企業・団体献金を行ううえで必要不可欠である。本会は、それが担保されない場合には、その見直しもやむなしと考えている。

(早急に取り組を求めること)

～可視化のための基盤づくり～

① 政治資金収支報告書のオンライン提出

- 国会議員が関係する政治団体において、総務省のオンラインシステムを利用した政治資金収支報告書の作成および提出を徹底する。

② 現金授受の全面廃止、指定口座の使用

- 政治資金パーティーの会費受領だけではなく、政党・国会議員に関わる全ての政治資金の現金授受を廃止するとともに、指定口座を使用した入出金管理を行う。

～収支報告書の信頼性確保～

③ 会計責任者を国会議員へ変更

- 国会議員の責任逃れという疑念を払拭するため、政治資金収支報告書の会計責任者を国会議員に変更する。

④ 監査対象とする政治団体の拡大

- 現在、政治資金収支報告書が監査対象外のその他の政治団体のうち、国会議員が実質的な代表者または主要な構成員となる政治団体についても、監査を実施する。

～支出の可視化～

⑤ 政策活動費・調査研究広報滞在費の使途公開

- 政党が政策活動費などの名目で裁量的に国会議員個人に支払う資金、国会議員個人が渡し切りの資金として受領する調査研究広報滞在費について、領収書等の証拠書類を個々の国会議員ごとに公開する。

⑥ 政治活動と政治資金の使途を紐づけた情報公開

- それぞれの国会議員が、ホームページ等において、国会議員が関係する政治団体の政治資金収支報告書のリンクを掲載し、自らの政治活動の内容と紐づけたうえで、政治資金の使途（何に使ったかではなく、なぜ必要か）を国民へ説明する。

【提言2】実効性のある政党ガバナンス・コードの制定

(提言のねらい)

- 自由民主党は政党のガバナンス・コードを制定しているが、上場企業のコーポレートガバナンス報告書のような遵守状況が把握できる公開制度がなく、法令違反の発生可能性やその対応策について、国民が確認できる仕組みになっていない。昨今の政治とカネを巡る問題を契機に、抜本的なあり方の見直しが必要である。
- 政党のガバナンスを向上させるためには、各政党において、実効性のある政党ガバナンス・コードの制定を通じて内部統制の仕組みを確立し、責任者を明確したうえで、透明性の高い政党運営に真摯に取り組むことが必要である。

(早急に取り組を求めること)

① 政党ガバナンス・コードの制定・公開

- 以下の内容を含む「政党ガバナンス・コード」を制定し、公開する。

基本的 事項	ガバナンス・コード遵守状況に関する報告方法 (報告手順、公開時期、報告書の内容と事実と齟齬があった場合の対応等)
	マニフェストの内容と策定・修正手順 (SMART ⁸ なマニフェスト策定を意識し、特に財源確保等の実現可能性を踏まえた策定手順とする)
	問題発生時の道義的責任を含めた対応方針および懲戒等の倫理規定
人事シ ステム	党首選挙の方法や党役員の任期および閣僚の登用基準の明確化、資質の可視化 (民間企業が作成している取締役のスキルマトリクスと同様の内容を作成する)
	公認基準を含む、女性や若者等多様性を踏まえた候補者選定方法の明確化・透明化 (衆議院比例代表選挙の候補者名簿については、惜敗率の運用をせず男女のバランスが均等となるように順位付けする。しない場合は、その理由を公開する。)
	候補者のリクルートや育成システムおよび任用等人事のルールを明確化
政治資 金管理	党執行部による資金配分ルール、用途の明確化
	政党支部組織、スタッフ配置のあり方

② 政党ガバナンス報告書の作成・公開

- 政党ガバナンス・コードの遵守状況を国民が把握できるよう、政党ガバナンス報告書を作成・公開する。

③ 内部統制責任者の設置

- 政党において、内部統制責任者を置いたうえで、報告書の内容と事実と齟齬があった場合などの責任を定め、報告書の内容に責任を負う形とする。

⁸ 「SMART」 = 「Specific (明確)、Measurable (測定可能)、Achievable (達成可能)、Relevant (妥当)、Timed (期限付き)」

【提言3】国会改革による官僚の働き方改革

（提言のねらい）

- 日本の政策立案においては、政治主導となった現在においても、官僚の果たすべき役割は重要である。国会議員の政策立案を補佐するだけでなく、現場で国民と向き合いながら真摯に執行を行う官僚を育てていくことが、長期的な政策立案においても不可欠となる。
- 現在の国会対応や政官関係から生じる官僚の労働環境の悪化や働きがいの低下は、政府の政策立案能力を落とすことにつながる。国政をつかさどる与野党の国会議員ならば、その要因となり得る行動は、厳に慎まなければならない。
- 政党が主導して、国会対応における良好な政官関係の構築を通じた、官僚の働き方改革に取り組む必要がある。

（早急に取り組を求めること）

① 質問通告に関する情報公開

- 国会の各委員会における与野党の質問通告について、通告時間・通告内容・国会議員名・連絡手段を政党が公開する。
- 「土日祝日を除く質疑2日前の正午まで」という明確なルールを与野党で申し合わせ、それを遵守できなかった場合は、その理由も含め公開する。

② 国会のスケジュール化・各委員会の開催情報の公開

- 国会の各委員会における与野党の質問通告が直前とならないよう、与野党で各委員会のスケジュール化を提案し、早期に委員会開催日を確定する。
- 先んじて、各政党が開催日程の決定に関わった委員会については、開催決定日と開催日を公開する。

③ 質問取りに関する情報公開

- 質問取り⁹における所要時間・国会議員名・対応手段（対面またはオンライン等）を政党が公開する。
- 対面での対応が必要な場合は、その理由を含めて公開する。

⁹ 質問通告を行った国会議員に対し、的確な答弁を行うため官僚が質問内容の確認を行うこと。10数字程度の質問など、詳細な確認が必要な場合もある。

3. 次の政権選択選挙で政党の公約に掲げること

【提言4】国会審議の充実化と国民への可視化

(提言のねらい)

- 国民が納得できる政策について、長期的視野に基づき、与野党が本質的な議論を行う国会にしていけること、さらにはその議論が国民に分かりやすく可視化されることが、政治不信の解消において最も重要である。
- また、与野党の勢力図が変わった際に、国会の混乱や停滞を招くようでは、国会に対する信頼が再度低下してしまう。
- 両院の構成がどのようなものとなっても、国民の目からみて、国会審議の膠着のない効率的な政策議論の場であるよう、国会改革を進めなければならない。

(選挙公約に掲げること)

～長期的視野に基づく政策決定とチェック機能強化～

① 解散権行使の条件具体化

- 憲法7条(天皇の国事行為)に基づく衆議院の解散について、与野党での合意のもと、法律により「重要な政策変更の場合」など解散の条件を明確にすることで、一定の制約を設け、国民が解散の是非を判断することを可能にする。

② 予備的調査の活用、日本版 GAO・独立財政機関の設置

- 衆議院の予備的調査についての要件の引き下げ、参議院への適用拡大をすることなどを通じて、さらなる活用を促す制度改定を行う。
- 国会内に現在の会計検査院を改組した「日本版 GAO¹⁰」や財政当局から独立して継続的に財政運営の監視を行う「独立財政機関¹¹」の設置を行うことで、国会の行政監視機能の強化を図る。

～国会を本質的で有意義な政策議論の場とする～

③ 法案の事前審査・党議拘束の緩和、逐条審査

- 内閣に法案修正・撤回の権限を持たせ、国会審議への能動的な関与を可能にする。これを前提に、実施的な法案審議の場となっている与党の事前審査・党議拘束を緩和することで、国会審議の形骸化からの脱却を図る。
- 法案の条文を逐条で審議して、立法者の意思を可視化することで、審議の充実化とともに、国民の理解が進むことで、政治不信の解消の一助となる。
- ただし、全ての法案についての与党の事前審査・党議拘束の緩和や条文の逐条で

¹⁰ かねてより、経済同友会では、会計検査院を改組し米国会計検査院(GAO: Government Accountability Office)に倣った「日本版 GAO」を国会付属機関として設置し、職員は公認会計士の他、弁護士、科学者、エコノミスト等の専門家も登用し、現在の体制から定員の倍増を提言してきた。

¹¹ 経済同友会「将来世代のために独立財政機関の設置を一視眼的に将来を展望する社会の構築に向けてー(2019年11月)」

の審議を行うべきかについては、議論の余地がある。

④ 党首討論の実施、自由討議の拡充

- 党首討論を実施し、党首同士の侃々諤々の議論を国民に見せることで、各政党の考えだけでなく、政策内容への理解が進み、国民の政治参画への意識が高まる。
- さらに、国会での自由討論の機会を増やし、国民が各政党の国会議員の考えをより深く知ることができるようにする。これにより、国会議員自身も政策能力が問われることで、政治家としての成長にもつながる。

～国会を審議が膠着しない効率的な政策議論の場とする～

⑤ 会期不継続原則の廃止

- 国会の会期の終了によって閉会となった場合、会期中に議決に至らなかった議案は後会に継続されないとする会期不継続原則の廃止することで、会期切れにより廃案を狙うような動きをなくし、与野党間の建設的な議論につなげる。

⑥ 閣僚の国会出席の弾力化、国会のDX化

- 与野党の申し合わせにより、過度に閣僚の国会出席を求めることがないよう出席を弾力化する。加えて、国会内でのスマホ・タブレット等の電子通信機器の使用を可能とすることで、質疑・答弁の効率化を進めるとともに、国会のオンライン出席・オンライン投票も可能とする。
- これらにより、国会活動の効率性を高め、さらに危機管理や外交活動などに支障をきたすような閣僚の国会拘束を無くすことを通じて、政治活動全体の生産性を上げていく。

【提言5】政党法の制定

(提言のねらい)

- 政党ガバナンス・コードは自主的な取組であるため、基本的に罰則等があるものではない。頻発する政治資金問題など政党を中心とした様々な事案が露呈し、国民の信頼が低下した現状を鑑みれば、本会がかねてから主張してきた「政党法」の制定を真剣に議論・検討する時期を迎えている。
- 企業のガバナンスは会社法を基礎にしながらも、コーポレートガバナンス・コードの導入を経て、格段に向上した。企業など民間団体よりも遥かに公共性の高い活動をする政党においては、公的団体の側面を強く認識するためにも政党法の制定が必要である。
- 政党法の制定を通じて、政党政治の根幹である政党力を底上げしていくことで、政権交代可能な状態を作り、政治に緊張感をもたらしていくことが重要である。

(公約に掲げること)

以下の内容を踏まえた形で、政党法の制定を実現する。

① 政党ガバナンス・コードの適用義務化・標準化

- 憲法に定める「結社の自由」から鑑みれば、政党法では、最低限政党に課すべき義務のみを規定すべきである。政党ガバナンスを向上させるためには、ガバナンス・コード等の自主的な取組との両輪の仕組みが重要となる。
- 政党ガバナンス・コードの適用の義務化に加え、遵守事項を標準化し、国民が各政党の順守状況を比較可能な状態にする。遵守事項はコンプライ・オア・エクスプレインの方式¹²をとり、虚偽開示があった場合は罰則を適用する。

② 党首選挙における罰則導入、支部設置の標準化

- 公職選挙法における「買収および利益誘導罪」に関する規定を党首選挙にも導入し、党首選挙において金銭や利益の供与などの影響が入らない仕組みとすることで、党首選挙の公正を確保する。
- 政党支部について、政治家個人への企業・団体献金が禁止されている趣旨に鑑み、選挙区または自治体単位の支部のみとするよう設置を標準化する。

③ 政党交付金の用途制限・返還ルールの厳格化

- 政党交付金については、国民の血税を原資とすることを鑑み、他の政治資金と収支を別管理としたうえで、用途を調査研究費などの「政策立案のための経費」のみに制限する。
- 政党基金や支部基金に積み立てておけば、政党交付金を使いきれなかった場合で

¹² それぞれの遵守事項について、「実施するか」、または「実施しない（実施していない）理由を説明」するかを政党が選択する方式。

も国庫への返還が不要であるが、この場合でも返還を義務付ける。また、受領の辞退がなされた政党交付金は残りの政党で山分けするのではなく、国庫へ返還する。

④ 最低限の倫理規定の標準化

- 政党所属の国会議員が、刑事事件に関与した容疑で逮捕・起訴された場合（不起訴処分・無罪判決時を除く）、政党は国会議員に対し、除名（復党不可）を命じる。
- 当該国会議員の秘書が、同様に逮捕・起訴された場合、国会議員の身分を喪失させる目的で刑事事件を犯した場合を除き、政党は国会議員に対し、除名（復党不可）を命じる。

4. 自主的な取組の深化に向けて

【提言1～3】においては、現行法のもとで国会議員・政党自ら早急に取り組むことを提言しているが、そうした自主的な取組を更に深め、恒久的な仕組みとするためには、法制度の改正等も不可欠となる。取組の深化に向けて、以下のとおり必要な改革についても提言する。

(1) 政治資金管理の適正化

- 本年1月30日に発出した意見¹³でも示したとおり、以下の事項について早期の実現に向けた政治資金規正法等の改正を求める。

①	すべての政治団体に対する名寄せ・デジタル解析を可能とする政治資金収支報告書アプリケーションソフトの統一化・標準化とWEB公開の義務化
②	寄付とパーティー券の公開基準を5万円超に統一
③	政治資金に関する現金授受の禁止、指定口座の使用を義務化
④	政治資金に関する会計監査の徹底（使途や表記の妥当性・適正性の評価検討）
⑤	政治資金の管理・監督のための独立機関の設置（日本版FEC）
⑥	政党支部数の制限と名寄せの徹底
⑦	連座制の導入
⑧	政策活動費の使途公開と上限規制、調査研究広報滞在費の使途公開の義務付け

(2) 選挙制度改革

- 政党ガバナンス・コードの趣旨の一つである国会議員の多様性の確保に向けて、以下の事項について早期の実現に向けた公職選挙法等の改正を求める。

①	国際的にも高水準の供託金の引き下げ
②	政治資金団体を世襲した場合の課税導入や国庫返納等の仕組みの導入
③	選挙活動の効率性の向上（ビラへの証書貼りおよびポスター掲示のDX化など）
④	告示・公示後の候補者同士の公開討論会の開催の解禁

(3) 官僚の働き方改革

- 政官関係の適正化を通じた官僚の働き方改革に向けて、以下の事項について早期の実現に向けた国家公務員法等の改正を求める。

①	幹部官僚の政治的中立性の担保が可能な人事選考制度への見直し
②	官僚側のジョブディスクリプションを前提とした政官接触ルールの策定
③	政官の役割分担の見直し、国会業務の削減

¹³ 経済同友会・代表幹事「透明性と説明責任ある政党ガバナンスの確立により、国民の信頼の回復を一政治資金事案に対する意見」（2024年1月30日）

IV おわりに

1. 国民は行動する

民主主義国家である以上、国民はみな政党・国会議員を選ぶ自由を持っているが、同時に選ぶ側としての責任もある。今回の政治とカネを巡る問題を契機に、様々な問題を抱える日本の政治を担うべき国民の代表として、政党、国会議員の資質・能力を見極めることの重要性を改めて認識した人も多いはずである。

私たち国民が、社会全体の、そして将来世代への責任をも意識した政策立案・実行に向け、期待を託せる政党、国会議員（候補者）を主体的に選択していかなければならない。そうした選択を後押しし、あるべき政治の姿に向けた改革が実現されるよう、本会としても行動していく。

2. 経済同友会が果たすべき役割と具体的なアクション

本会は、これまで様々な政治改革提言を行ってきたが、実現できたものは多いとは言えない。これは、改革の実現につなげていくための政党・国会議員全体の合意形成に向けて、アクションプランを示し切れなかったことが一因であると考えている。

本会は今回、提言の実現に向けたアクションプランも示し、改革をリードする国会議員の共感が得られるよう、国会議員同士が本提言について意見交換する機会の提供や、国民が関心を持ちやすい発信を行うなど、改革を実現する国会議員を積極的に支持していくための触媒機能としての役割を果たしていく（図表8）。

そうした本会の取組を広く発信することで、これまで投票に参加してこなかった層も含め、改革を推し進める政党・国会議員に対する支持を拡げ、国会議員・政党・国会の改革のムーブメントとなることを期待している。

図表8：提言の実現に向けたアクションプラン

	第一段階（年内）	第二段階（来年以降）
対政党・ 国会議員	【政党・国会議員との対話】 ・提言内容に関する意見交換	【追加的アクション】 ・左記の実践結果を踏まえた追加的アクションの実施
	【情報発信機会・国民との対話機会の提供】 ・WEBメディアでの国会議員による公開討論や多様なステークホルダーとの対話プラットフォーム等の機会・場の提供	
対世論	【メディア・シンクタンク・アカデミアとの対話】 ・世論形成を目指し健全で分かりやすい情報提供に向けたメディア・シンクタンク・アカデミアとの対話	【意見発信】 ・政治と企業等とのあるべき関係性についての意見を発信
本会	【政治と企業等とのあるべき関係に関する議論・検討】 ・企業・団体献金を始めとした政治と企業等とのあるべき関係性について、本会内外での議論、検討を実施	

具体的には、政党・国会議員との対話を重ね、あるべき政治の姿に共感し、自ら改革を実行する意志を持つ政党・国会議員に対し、WEBメディアなどを活用した情報発信や、本会が主催する多様なステークホルダーとの対話のプラットフォームを活用した意見交換などの機会・場を提供していく。

また、これからの変革のためには、分かりやすい情報が広く提供されることが不可欠であるため、メディア、シンクタンク、アカデミアなどとも対話を重ねながら協働していきたい。

加えて本会は、政治とカネを巡る問題を契機に、企業・団体献金を始めとした政治と企業等との関係をここで改めて考える必要があるとの認識を持っている。本会内での会員外を含めた様々なステークホルダーとの議論・検討などを通じて、政治と企業のあるべき関係についての議論を深め、本会としての意見を今後、発信していく。

以上

2024年5月

政治・行政改革委員会

(敬称略)

担当副代表幹事・委員長

秋 池 玲 子 (ボストン コンサルティング グループ 日本共同代表)
高 島 宏 平 (オイシックス・ラ・大地 取締役社長)

委員長

神 津 多可思 (日本証券アナリスト協会 専務理事)
山 下 良 則 (リコー 取締役 会長)

副委員長

川 本 明 (アスパラントグループ 副会長 ファウンディングパートナー)
新 芝 宏 之 (岡三証券グループ 取締役社長)
鈴 木 和 洋 (楽天グループ 専務執行役員)
中 野 祥三郎 (キッコーマン 取締役社長CEO)
山 科 裕 子 (オリックス グループ執行役員)

委員

秋 田 正 紀 (松屋 取締役会長)
朝 倉 陽 保 (HAマネジメント 代表社員)
有 田 礼 二 (東京海上日動火災保険 常勤顧問)
飯 塚 厚 (日本郵政 取締役兼代表執行役上席副社長)
石 川 耕 治 (損害保険ジャパン 取締役社長 社長執行役員)
市 川 晃 (住友林業 取締役会長)
岩 崎 俊 博 (T.IWASAKI 取締役社長)
上 野 幹 夫 (中外製薬 特別顧問)
榎 並 友理子 (日本アイ・ビー・エム 執行役員)

大久保 和 孝	(大久保アソシエイツ 取締役社長)
奥 谷 禮 子	(CCCサポート&コンサルティング 取締役会長)
小 野 俊 彦	(東栄電化工業 取締役会長)
梶 川 融	(太陽有限責任監査法人 会長)
木 川 真	(ヤマトホールディングス 参与)
北 野 唯 我	(ワンキャリア 取締役 執行役員)
久 慈 竜 也	(久慈設計 取締役会長)
熊 谷 亮 丸	(大和総研 副理事長 兼 専務取締役)
桑 原 茂 裕	(アフラック生命保険 取締役副会長)
幸 田 博 人	(イノベーション・インテリジェンス研究所 取締役社長)
小松原 正 浩	(マッキンゼー・アンド・カンパニー・インコーポレイテッド・ジャパン シニアパートナー)
小 室 淑 恵	(ワーク・ライフバランス 取締役社長)
坂 本 和 彦	(銭高組 監査役)
佐 藤 誠 治	(デサント 社外取締役)
正 田 修	(日清製粉グループ本社 名誉会長相談役)
菅 原 郁 郎	(トヨタ自動車 取締役)
菅 原 貴与志	(セジフィールド&パートナーズ・ジャパン 代表弁護士)
反 町 雄 彦	(東京リーガルマインド 取締役社長)
高 橋 温	(三井住友信託銀行 名誉顧問)
田 中 洋 樹	(日本カストディ銀行 取締役会長)
土 屋 達 朗	(フジタ 上級顧問)
出 張 勝 也	(オデッセイ コミュニケーションズ 取締役社長)
寺 澤 辰 磨	(横浜銀行 名誉顧問)
東 海 由紀子	(インテル 執行役員)

長瀬 朋彦	(IMAGICA GROUP 参与)
新家 寛	(西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 執行委員パートナー)
野田 由美子	(ヴェオリア・ジャパン 取締役会長)
林 明夫	(開倫塾 取締役社長)
平子 裕志	(ANAホールディングス 特別顧問)
福川 伸次	(東洋大学 総長)
福田 達男	(新時代戦略研究所 (INES) 主任研究員)
船倉 浩史	(野村総合研究所 顧問)
保坂 雅樹	(西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 オブカウンセル)
間下 直晃	(ブイキューブ 取締役会長 グループCEO)
増渕 稔	(日本証券金融 名誉顧問)
宮川 純一郎	(全日空商事 取締役社長)
守田 道明	(イーレックス 取締役)
湯浅 誠	(全国こども食堂支援センター・むすびえ 理事長)
横尾 隆義	(地域育成財団 代表理事)
横田 成人	(ヨコタエンタープライズ 代表取締役)

以上58名

事務局

菅原 晶子	(経済同友会 常務理事)
大来 哲郎	(経済同友会 政策調査部 調査役)
菅野 宏司	(経済同友会 政策調査部 マネジャー)